

1 船舶の登録及びトン数の測度

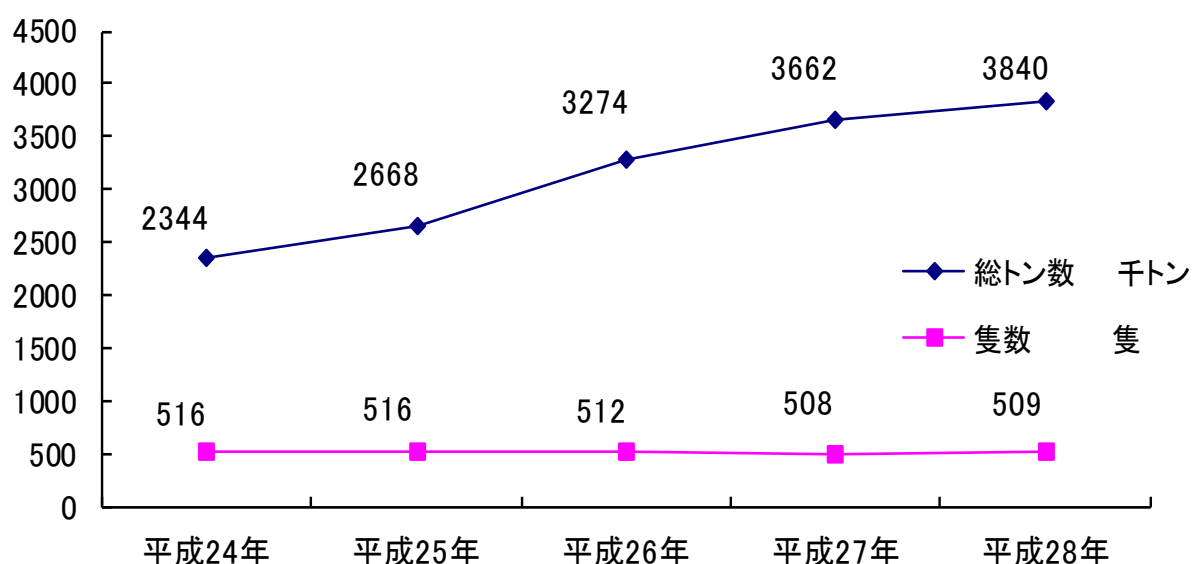
(1) 船舶の登録業務

日本国内では総トン数20トン以上の日本船舶（端舟その他ろかいのみをもって運転し又は主としてろかいをもって運転する舟を除く。）の所有者は、船舶法の規定により、日本に船籍港を定め、総トン数の測度を受け、登記をなした後、船籍港を管轄する管海官庁の備える船舶原簿に登録することとなっている。

平成28年12月末現在の管内登録船舶は509隻、3,840千トンであった。

全国との管内登録船舶の割合は、隻数で7.2%、総トン数で16.5%となっている。

第1図 管内登録船舶の推移



なお、総トン数20トン未満の日本船舶又は日本国内のみを航行する日本船舶以外の船舶（漁船及びろかい又は主としてろかいをもって運転する舟、係留船等を除く。）にあつては、小型船舶の登録等に関する法律の規定により、日本小型船舶検査機構において登録しなければならない。

(2) 船舶のトン数測度業務等

船舶のトン数測度業務は、一定の測度基準（船舶のトン数の測度に関する法律及びスエズ運河航海規則等）に基づき船舶の寸法を計測して、所要のトン数を算定し、公証する業務をいい、一般に船舶の新造、改造又は輸入時等を実施される。

これらトン数は、船舶の大きさ又は有用能力を表すものであり、船舶安全法の適用基準、乗組員の資格適用基準、入港税等の課税基準として用いられるなど、国内外において海事制度全般の適用基準として使用されている重要な指標であり、我が国においては約50以上の法律に引用されており、平成28年は26件の測度を実施している。

(3) 日本船舶であることの証明及び小型船舶の国籍証明

非自航船等船舶法が適用されない船舶は、船舶国籍証書等を有しないため、船舶所有者から要望があった場合には、国籍を証する書面として、日本船舶であることの証明書を交付している。

また、日本船舶である総トン数20トン未満の船舶の所有者は、当該船舶を国際航海（一国の港と他の国の港との間の航海）に従事させるには、日本船舶であることを証する書面を船舶内に備え置かなければ国際航海に従事させてはならないこととなっている。

(4) 船舶国籍証書の検認時の立入臨検

船舶法及び船舶のトン数の測度に関する法律の適正な運用を図るため、総トン数5000トン未満の船舶に対しては、船舶国籍証書の検認時に船舶に立入臨検を実施し、船舶と船舶国籍証書の記載事項との事実が符合することを確認している。

平成28年度は52件の立入臨検を実施し、必要に応じて原状回復等の指導を行っている。

(5) 船舶の解撤等に係る臨検

船舶を解撤又は独航機能撤去等により抹消登録を行う場合において、その船舶が船舶法適用除外となったことの実を証明するため「抹消登録申請書に添付するための証明書」を交付している。証明書の交付にあたっては、本船にて臨検を行い、同一性の確認及びその事実の確認を行った後に、解撤又は独航機能撤去証明書或いは魚礁とするための沈船にあつては滅失証明書を「その事実を証する書面」として交付している。